

議 事 日 程

令和7年3月14日(金)
午後2時開議

諸般報告

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 第 1 号議案 | 令和7年度福井県一般会計予算 |
| 日程第 2 | 第126号議案 | 福井県長期ビジョンの一部変更について |
| 日程第 3 | 第 2 号議案 | 令和7年度福井県公債管理特別会計予算 |
| 日程第 4 | 第 3 号議案 | 令和7年度福井県用品等集中管理事業特別会計予算 |
| 日程第 5 | 第 4 号議案 | 令和7年度福井県災害救助基金特別会計予算 |
| 日程第 6 | 第 5 号議案 | 令和7年度福井県国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 7 | 第 6 号議案 | 令和7年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算 |
| 日程第 8 | 第 7 号議案 | 令和7年度福井県営産業団地整備事業特別会計予算 |
| 日程第 9 | 第 8 号議案 | 令和7年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計予算 |
| 日程第10 | 第 9 号議案 | 令和7年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算 |
| 日程第11 | 第10号議案 | 令和7年度福井県林業改善資金貸付金特別会計予算 |
| 日程第12 | 第11号議案 | 令和7年度福井県県有林事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 第12号議案 | 令和7年度福井県駐車場整備事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 第13号議案 | 令和7年度福井県港湾整備事業特別会計予算 |
| 日程第15 | 第14号議案 | 令和7年度福井県病院事業会計予算 |
| 日程第16 | 第15号議案 | 令和7年度福井県臨海工業用地等造成事業会計予算 |
| 日程第17 | 第16号議案 | 令和7年度福井県工業用水道事業会計予算 |
| 日程第18 | 第17号議案 | 令和7年度福井県水道用水供給事業会計予算 |
| 日程第19 | 第18号議案 | 令和7年度福井県臨海下水道事業会計予算 |
| 日程第20 | 第19号議案 | 令和7年度福井県流域下水道事業会計予算 |
| 日程第21 | 第20号議案 | 福井県手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第22 | 第21号議案 | 福井県県税条例の一部改正について |
| 日程第23 | 第22号議案 | 福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例等の一部改正について |
| 日程第24 | 第23号議案 | 福井県の部制に関する条例の一部改正について |
| 日程第25 | 第24号議案 | 福井県職員等の退職手当に関する条例等の一部改正について |
| 日程第26 | 第25号議案 | 福井県職員等の定年等に関する条例の一部改正について |
| 日程第27 | 第26号議案 | 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第28 | 第27号議案 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第29 | 第28号議案 | 福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について |
| 日程第30 | 第29号議案 | 福井県個人番号の利用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第31 | 第30号議案 | 福井県青少年愛護条例の一部改正について |
| 日程第32 | 第31号議案 | 福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正について |
| 日程第33 | 第32号議案 | 福井県立社会福祉施設に関する条例および福井県総合福祉相談所の設置および管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第34 | 第33号議案 | 福井県一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例の制定について |
| 日程第35 | 第34号議案 | 福井県社会福祉審議会条例の一部改正について |
| 日程第36 | 第35号議案 | 福井県認定こども園の認定の要件に関する条例および福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部改正について |
| 日程第37 | 第36号議案 | 福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部改正について |
| 日程第38 | 第37号議案 | 福井県薬剤師確保修学資金貸与条例の制定について |
| 日程第39 | 第38号議案 | 福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第40 | 第39号議案 | 福井県水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例の一部改正について |
| 日程第41 | 第40号議案 | 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第42 | 第41号議案 | 福井県証紙特別会計条例の廃止について |
| 日程第43 | 第42号議案 | 福井県立学校職員定数条例の一部改正について |
| 日程第44 | 第43号議案 | 市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について |
| 日程第45 | 第44号議案 | 指定管理者の指定について |
| 日程第46 | 第45号議案 | 九頭竜川流域下水道の維持管理に要する費用の市の負担の一部改正について |

日程第 47	第46号議案	包括外部監査契約の締結について
日程第 48	第105号議案	令和6年度福井県一般会計補正予算（第6号）
日程第 49	第106号議案	令和6年度福井県公債管理特別会計補正予算（第1号）
日程第 50	第107号議案	令和6年度福井県用品等集中管理事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 51	第108号議案	令和6年度福井県災害救助基金特別会計補正予算（第2号）
日程第 52	第109号議案	令和6年度福井県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 53	第110号議案	令和6年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）
日程第 54	第111号議案	令和6年度福井県営産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 55	第112号議案	令和6年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算（第2号）
日程第 56	第113号議案	令和6年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）
日程第 57	第114号議案	令和6年度福井県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）
日程第 58	第115号議案	令和6年度福井県県有林事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 59	第116号議案	令和6年度福井県駐車場整備事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 60	第117号議案	令和6年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 61	第118号議案	令和6年度福井県証紙特別会計補正予算（第1号）
日程第 62	第119号議案	令和6年度福井県病院事業会計補正予算（第2号）
日程第 63	第120号議案	令和6年度福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算（第2号）
日程第 64	第121号議案	令和6年度福井県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 65	第122号議案	令和6年度福井県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）
日程第 66	第123号議案	令和6年度福井県臨海下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 67	第124号議案	令和6年度福井県流域下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 68	第125号議案	福井県安心子ども基金条例の一部改正について
日程第 69	第127号議案	九頭竜川水系の一級河川の指定の変更に対する意見について
日程第 70	第128号議案	和解について
日程第 71	第129号議案	県有財産の取得について
日程第 72	第130号議案	河川災害復旧工事請負契約の締結について
日程第 73	第131号議案	権利の放棄について
日程第 74	請願第9号	選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを国に求める意見書提出に関する請願
日程第 75	予算決算特別委員会	の中間報告について
日程第 76	第132号議案	令和6年度福井県一般会計補正予算（第7号）
日程第 77	発議第20号	福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）
日程第 78	発議第21号	福井県議会会議規則の一部を改正する規則（案）
日程第 79	発議第22号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書（案）
日程第 80	発議第23号	東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意見書（案）
日程第 81	発議第24号	訪問介護サービスの安定的運営に向けた支援を求める意見書（案）
日程第 82	発議第25号	国の責任ある原子力政策の着実な実行を求める意見書（案）

令和7年3月4日

福井県議会議長

宮本 俊 様

総務教育常任委員会

委員長 小堀 友廣

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(令和7年度関係 知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第20号議案	福井県手数料徴収条例の一部改正について	原案可決
第21号議案	福井県県税条例の一部改正について	原案可決
第22号議案	福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例等の一部改正について	原案可決
第23号議案	福井県の部制に関する条例の一部改正について	原案可決
第24号議案	福井県職員等の退職手当に関する条例等の一部改正について	原案可決
第25号議案	福井県職員等の定年等に関する条例の一部改正について	原案可決
第26号議案	福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	原案可決
第27号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
第28号議案	福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	原案可決
第29号議案	福井県個人番号の利用等に関する条例の一部改正について	原案可決
第41号議案	福井県証紙特別会計条例の廃止について	原案可決
第42号議案	福井県立学校職員定数条例の一部改正について	原案可決
第43号議案	市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について	原案可決
第46号議案	包括外部監査契約の締結について	原案可決

(令和6年度関係 知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第126号議案	福井県長期ビジョンの一部変更について	原案可決

令和7年3月5日

福井県議会議長
宮本 俊 様

厚生常任委員会
委員長 力野 豊

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(令和7年度関係 知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第30号議案	福井県青少年愛護条例の一部改正について	原案可決
第31号議案	福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正について	原案可決
第32号議案	福井県立社会福祉施設に関する条例および福井県総合福祉相談所の設置および管理に関する条例の一部改正について	原案可決
第33号議案	福井県一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例の制定について	原案可決
第34号議案	福井県社会福祉審議会条例の一部改正について	原案可決
第35号議案	福井県認定こども園の認定の要件に関する条例および福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部改正について	原案可決
第36号議案	福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部改正について	原案可決
第37号議案	福井県薬剤師確保修学資金貸与条例の制定について	原案可決

(令和6年度関係 知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第125号議案	福井県安心こども基金条例の一部改正について	原案可決
第128号議案	和解について	原案可決
第131号議案	権利の放棄について	原案可決

令和7年3月4日

福井県議会議長
宮本 俊 様

産業常任委員会
委員長 山浦 光一郎

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(令和7年度関係 知事提出議案)

議案番号	件 名	審査の結果
第38号議案	福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部改正について	原案可決
第44号議案	指定管理者の指定について	原案可決

令和7年3月5日

福井県議会議長
宮本 俊 様

土木警察常任委員会
委員長 田中 三津彦

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(令和7年度関係 知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第39号議案	福井県水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例の一部改正について	原案可決
第40号議案	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決
第45号議案	九頭竜川流域下水道の維持管理に要する費用の市の負担の一部改正について	原案可決

(令和6年度関係 知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第127号議案	九頭竜川水系の一級河川の指定の変更に対する意見について	原案可決
第129号議案	県有財産の取得について	原案可決
第130号議案	河川災害復旧工事請負契約の締結について	原案可決

令和7年3月11日

福井県議会議長

宮本 俊 様

予算決算特別委員会

委員長 畑 孝幸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(令和7年度関係 知事提出議案)

議案番号	件 名	審査の結果
第1号議案	令和7年度福井県一般会計予算	原案可決
第2号議案	令和7年度福井県公債管理特別会計予算	原案可決
第3号議案	令和7年度福井県用品等集中管理事業特別会計予算	原案可決
第4号議案	令和7年度福井県災害救助基金特別会計予算	原案可決
第5号議案	令和7年度福井県国民健康保険特別会計予算	原案可決
第6号議案	令和7年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	原案可決
第7号議案	令和7年度福井県営産業団地整備事業特別会計予算	原案可決
第8号議案	令和7年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計予算	原案可決
第9号議案	令和7年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算	原案可決
第10号議案	令和7年度福井県林業改善資金貸付金特別会計予算	原案可決
第11号議案	令和7年度福井県県有林事業特別会計予算	原案可決
第12号議案	令和7年度福井県駐車場整備事業特別会計予算	原案可決
第13号議案	令和7年度福井県港湾整備事業特別会計予算	原案可決
第14号議案	令和7年度福井県病院事業会計予算	原案可決
第15号議案	令和7年度福井県臨海工業用地等造成事業会計予算	原案可決
第16号議案	令和7年度福井県工業用水道事業会計予算	原案可決
第17号議案	令和7年度福井県水道用水供給事業会計予算	原案可決
第18号議案	令和7年度福井県臨海下水道事業会計予算	原案可決
第19号議案	令和7年度福井県流域下水道事業会計予算	原案可決

(令和6年度関係 知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第105号議案	令和6年度福井県一般会計補正予算(第6号)	原案可決
第106号議案	令和6年度福井県公債管理特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第107号議案	令和6年度福井県用品等集中管理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第108号議案	令和6年度福井県災害救助基金特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第109号議案	令和6年度福井県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第110号議案	令和6年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第111号議案	令和6年度福井県営産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第112号議案	令和6年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第113号議案	令和6年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第114号議案	令和6年度福井県林業改善資金貸付金特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第115号議案	令和6年度福井県県有林事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第116号議案	令和6年度福井県駐車場整備事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第117号議案	令和6年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
第118号議案	令和6年度福井県証紙特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第119号議案	令和6年度福井県病院事業会計補正予算(第2号)	原案可決
第120号議案	令和6年度福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算(第2号)	原案可決
第121号議案	令和6年度福井県工業用水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
第122号議案	令和6年度福井県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)	原案可決
第123号議案	令和6年度福井県臨海下水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
第124号議案	令和6年度福井県流域下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決

令和7年3月4日

福井県議会議長
宮本 俊 様

総務教育常任委員会
委員長 小堀 友廣

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条及び第93条第1項の規定により報告します。

記

請願 番号	件 名	審査結果	経過および 結果の報告
請願第9号	選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを国に求める 意見書提出に関する請願	不採択	—

予算決算特別委員会審査報告書

1 審査期日および場所

令和7年3月10日（月）、11日（火） 全員協議会室

2 出席委員

畑孝幸委員長 外 34 名

3 付議事件審査の概要

本委員会は、付議事件である「一般会計、特別会計および事業会計の予算に係る議案に関すること」、「県財政の運営上および県政上の重要な案件」について審査を行った。その審査の過程において、各委員より論及のあった主な内容は、次のとおりである。

(1) 関西電力の使用済燃料対策ロードマップについて

六ヶ所再処理工場の計画どおりの竣工を前提としていることへの論及が、多くの委員からあった。理事者からは、「国がロードマップの取組状況や再処理工場の審査対応等を透明性・責任を持って進捗管理を行い、事業者も人材確保等の機動的な対応を行うこと」、「日本原燃では、現在、規制委員会と審査の論点を明解にして進捗管理しており、計画どおり進んでいるとともに、再処理工場竣工に向けた社長の強い決意を現地で確認したこと」等について答弁がなされるとともに、「県が議会と一体となり、ロードマップの実行状況を定期的に確認し、事業者に必要な意見を述べる仕組みを求める」との考えが示された。

このような答弁等を踏まえて、委員から、「国と事業者は六ヶ所再処理工場の竣工目標の実現、フランスへの搬出、2030年頃の間貯蔵施設の操業などロードマップの実現に向け、覚悟を持って最大限取り組まなければならない。また、地域振興については共創会議で示された取組の着実な実行が必要である」との意見が述べられ、こうした課題に対する関西電力社長および経済産業大臣の考えを確認すべきではないかと知事の見解をたじた。それに対し、「六ヶ所再処理工場の竣工については、第7次エネルギー基本計画において、必ず成し遂げるべき重要な課題であり、官民一体で責任を持って取り組むとしている。さらに、操業後における関西電力の搬出枠については、事業者間の連携や協力により必要な搬出容量を確保していくとしており、国もそれに関与して、機能強化を図る枠組みを検討するとしている。こうしたことも含め、ロードマップの確実な実行、立地地域の振興について、関西電力社長、そして経済産業大臣に対し、我々の考えをしっかりと伝えて、その責任ある対応を確認したい。その上で県としてロードマップの実効性を判断したい」との答弁があった。

これらの議論を踏まえた結果、委員からは、「知事の様々な決意を聞いて理解できたため、ロードマップの実効性については一定の理解をしたい。その上で、知事が経産大臣と関電社長と会って、ロードマップの実効性をしっかりと判断するのであれば、それを尊重したい。しっかりと県民も議会も納得できる判断をいただきたい」との見解が示された。

また、他の委員からは、「県が六ヶ所再処理工場の状況を国や電力会社と主体的に高頻度で確認する仕組みをつくること、また、六ヶ所再処理工場の竣工がさらなる延期の可能性が高くなった時点でロードマップの有効性は失われ、40年超原発3基の停止という関西電力の約束に戻るものの2つの条件が満たされるのであれば、ロードマップの実効性を最低限認める」との見解が示された。

このほか、ロードマップの実効性を疑問視する立場から、「六ヶ所再処理工場の計画どおりの竣工には信憑性が欠けること、2030年頃の間貯蔵施設の操業開始がほぼ不可能であることに加えて、六ヶ所再処理工場の竣工などがロードマップの記載どおりに進んだとしても、全量搬出にはたくさんの時間がかかる。さらに、ロードマップが実行できなかった場合の具体的な担保がないことから、ロードマップの実効性は低いと考えざるを得ない。知事には拙速な判断を避けていただきたい。いずれにしてもロードマップが実行できない場合、管理容量を超えて運転できないとしても、県として運転させないと言うべきである。」、また、「前回と異なり定量的な数値が示されたが、その数値の信頼性、計画どおりに搬出できるかどうか疑問であり、実効性の担保がないという点で依然として変わらず、実効性は認められない。知事はその実効性を判断するためにも、自ら現地を訪れて状況を確認するとともに、原燃の対応を直接確認して進捗を促してはどうか」との意見が述べられた。

(2) 北陸新幹線の早期全線開業について

北陸新幹線の全線開業を実現するためには、京都の理解促進を丁寧かつスピード感を持って進めていくことが重要である。小浜・京都ルート of 早期認可および着工に向けて、何が鍵になるのかとただしたところ、「大きな鍵は京都府、京都市をはじめとした地元の理解をもらうことに加え、地元の経費負担をいかに抑えるかだと考えている。政府・与党に対して地元への協力要請、地方負担の軽減、科学的知見に基づく情報の発信、体制強化などの具体化を要請しており、その方向に沿って京都府知事および市長に協力の要請がなされ、地元説明会の開催について合意され、さらには財源議論が開始された。今後も丁寧な地元説明や財源議論などの取組を加速するよう、県議会と一緒に政府・与党に強く要請していきたい」との答弁があった。

このほか、京都の懸念を払拭するために、正確な情報や、残土の受入れを含めた本県が貢献できることを具体的に示して発信することを求める意見があったほか、工法による影響、県民の意識醸成を目的とした今後の活動などについて論及があった。

(3) 人口減少対策について

人口減少対策において、これまでの施策の成果と新たに増えてきた課題を踏まえ、次期長期ビジョンの実行プランにどのような新しい視点やアプローチを取り入れたのかとただしたところ、「次期実行プランでは、誰もが安心して暮らせることのみならず、魅力ある仕事の選択肢を増やすこと、多様な働き方やキャリアの実現、結婚や子育ての希望を叶えるとともに、子育てのポジティブなイメージの醸成という視点を強化している。さらに、企業や地域全体が変わるべき課題にも新たに取り組み、日本一の幸せ実感社会を目指していく」との答弁があった。

このほか、東京一極集中の是正、三世代同居・近居の推進、移住の促進、ライフデザイン教育など様々な論及があった。

(4) 高校授業料無償化の実現を受けた公立高校の魅力度向上について

公立高校の魅力度向上を図っていく上で、国の高校授業料の無償化により浮いてくる今までの高校授業料への補助分を公立高校の施設整備に回すなど、公立高校への予算配分を考える必要があるのではないかとただしたところ、「高校授業料の無償化と同時並行で、公立高校の魅力化に力を入れている。高校授業料無償化により削減できる県予算については全部高校へという考えもあるが、日本一幸福な子育て県を目指して様々な施策を進めている中で、さらにかゆいところに手が届くような施策を含めて、出会いから巣立ちまで切れ目のない支援をしたいと考えているため、こうした子育て支援に加えて、県民の皆さんに喜んでもらえる使い道をしっかり考えていきたい」との答弁があった。

(5) クリアランス集中処理事業について

クリアランス集中処理事業を行う新会社のトップとなる人物にはどのような素養や能力を求めているのか。また、県として新会社のトップを含め、同社に人材をどれくらいの規模で派遣していくのかとただしたところ、「新会社の社長には、強いリーダーシップや強い信念を持つとともに、調整力に長けていることが必要である。また、会社の立ち上げ時には7～8名の人材が必要であり、会社運営や詳細設計、事業許可申請に携われるよう、県や電力事業者の職員の派遣を考えている」との答弁があった。

このほか、県立病院の経営改革、県内における看護師確保、自転車の観光への活用、SNSアカウント乗っ取り被害への対処など広範多岐にわたり、理事者の見解と対応をただした。

以上のとおり、中間報告する。

令和7年3月14日

福井県議会議長 宮本 俊 様

予算決算特別委員会委員長 畑 孝幸

発議第 20 号

(件名)

福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(案)

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 7 年 3 月 14 日

福井県議会議長 宮本 俊 様

提出者 福井県議会議員 山岸 猛夫

賛成者 福井県議会議員 北川 博規

山岸 みつる

藤本 一希

西本 恵一

福井県条例第 号

福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年福井県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第13条第5項において「番号利用法」という。</u>）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(利用および提供の制限)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="129 995 1104 1038"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(利用および提供の制限)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までおよび<u>第30条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1164 995 2139 1038"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)					
<p>(個人情報ファイル簿の作成および公表)</p> <p>第18条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>第3項において「個人情報ファイル簿」という。</u>）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 議会の議員もしくは議員であった者または職員もしくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与もしくは</p>	<p>(個人情報ファイル簿の作成および公表)</p> <p>第18条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>以下「個人情報ファイル簿」という。</u>）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 議会の議員もしくは議員であった者または職員もしくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与または</p>						

改正後	改正前
<p>は報酬もしくは福利厚生に関する事項またはこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イ～キ （略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（開示請求権）</p> <p>第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>（訂正請求権）</p> <p>第32条 （略）</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（訂正請求の手続）</p> <p>第33条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>（利用停止請求権）</p> <p>第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p>	<p>報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イ～キ （略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（開示請求権）</p> <p>第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章および第49条において「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>（訂正請求権）</p> <p>第32条 （略）</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章および第49条において「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（訂正請求の手続）</p> <p>第33条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>（利用停止請求権）</p> <p>第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p>

改正後	改正前
<p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第49条 議長は、開示請求、訂正請求または利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章および第49条において「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第49条 議長は、開示請求、訂正請求または利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>

第2条 福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第13条第5項において「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第13条第5項において「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p>

改正後			改正前		
11～13 (略) (利用および提供の制限)			11～13 (略) (利用および提供の制限)		
第13条 (略)			第13条 (略)		
2～4 (略)			2～4 (略)		
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第13条第2項第1号	(略)	(略)	第13条第2項第1号	(略)	(略)
第39条第1項第1号	または第13条第1項および第2項の規定に違反して利用されているとき	第13条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項および第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、または番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき	第39条第1項第1号	または第13条第1項および第2項の規定に違反して利用されているとき	第13条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項および第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、または番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第39条第1項第2号	(略)	(略)	第39条第1項第2号	(略)	(略)

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

発議第 21 号

(件名)

福井県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 7 年 3 月 14 日

福井県議会議長 宮本 俊 様

提出者 福井県議会議員 山岸 猛夫

賛成者 福井県議会議員 北川 博規

山岸 みつる

藤本 一希

西本 恵一

福井県議会規則第 号

福井県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

福井県議会会議規則（昭和48年福井県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産（<u>配偶者の出産を含む。</u>）、育児、介護、<u>看護</u>その他の事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>（指定者以外の退場）</p> <p>第104条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人および議長の指定する者以外の者を議場および<u>傍聴席</u>の外に退去させなければならない。</p>	<p>（欠席の届出）</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他の事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>（指定者以外の退場）</p> <p>第104条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人および議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

欠席事由の追加等に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

発議第 22 号

(件名)

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書（案）

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 7 年 3 月 14 日

福井県議会議長 宮本 俊 様

提出者 福井県議会議員 藤本 一希

賛成者 福井県議会議員 北川 博規

山岸 みつる

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書（案）

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として令和5年10月から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、消費税の課税事業者が制度開始以前のように仕入税額控除を受けるには、取引先から適格請求書（インボイス）等を発行してもらう必要があり、発行してもらえない場合は税負担増となる。そのため、年間売上額1,000万円以下の消費税免税事業者は、取引先からインボイスの発行を求められることとなるが、インボイスの発行のために課税事業者になると消費税の申告・納付が義務づけられるため、税と事務の負担を負うこととなる。また、インボイスを発行できない免税事業者は、取引事業者からの消費税相当の値下げ要求や取引排除を覚悟しなければいけない懸念が強く指摘されてきた。

施行から1年が経過したが、小規模事業者などからは、税負担増や減収による経営状況悪化や、インボイスに係る経理事務の負担を訴える声が噴出している。結果として、消費税納付のための借入れや廃業といった声も上がっており、インボイス制度が事業活動や国民生活へもたらす深刻な影響は決して看過できるものではない。令和5年9月には、当事者らの声として、フリーランスや小規模事業者などで構成する民間団体が中心となって集めたインボイス制度の反対署名約54万筆が当時の岸田文雄首相宛てに提出されている。

消費税免税事業者は、個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など多岐に渡るが、これらの人々が廃業・引退すると、仕入れ元の課税事業者や消費者にも影響が及び、多くの国民の不利益につながる。インボイス導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営を取り巻く環境、反対の訴えに鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や経済の活性化の重要性を考えると、インボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、中小企業・小規模事業者の事業存続や日本経済振興、ひいては国民の生活を守るため、インボイス制度を廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和7年3月 日

福井県議会

発議第 23 号

(件名)

東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意見書（案）

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 7 年 3 月 14 日

福井県議会議長 宮本 俊 様

提出者 福井県議会議員 山岸 猛夫

賛成者 福井県議会議員 北川 博規

山岸 みつる

藤本 一希

西本 恵一

東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意見書(案)

地方創生の取り組み開始から10年が経過し、この間、本県においても県および市町が様々な事業・施策に取り組んできたが、県の人口減少に歯止めがかからない状況が続いている。

昨年の我が国の合計特殊出生率は1.20と過去最低を記録したが、本県は「ふく育県」を掲げて全国トップレベルの出産・子育て応援に取り組んでおり、常に国の出生率を上回る状況にある。一方、東京都の合計特殊出生率は0.99まで低下するなど、都市部は地方より出生率が低い状況にある。国全体の人口が減り続ける中、特に進学や就職を契機に若者が大量に流入する東京都など都市部の一部地域においては、社会増によって人口が増加しているが、若者が流出する地方においては年々その活力が削がれるとともにさらなる少子化を招いている。

また、東京都には主要大企業の本社が集中しており、そこから徴収する法人事業税をはじめとする十分な税収をもとに子育て応援を含む様々な行政サービスに潤沢な予算を投入しているが、人口減少が続く地方の自治体は財政力も弱まっており、明らかな都道府県格差が生じている。人口や産業が東京都に集中することによって我が国の国際競争力が強まり、結果として地方の発展に寄与できるという意見もあるが、財政力が豊かな東京都などの住民だけが恩恵を受ける現状に対し、格差解消を求める地方の声は確実に高まっている。

よって、国においては、地方においても住民が持続可能で安定した生活を営めるよう、全ての自治体が十分な収入を確保できる税制の改革、東京に集中する中央官庁の地方分散、さらには企業や大学の地方移転を促す制度の構築など、東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善に向け、あらゆる努力を傾注するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年3月 日

福 井 県 議 会

発議第 24 号

(件名)

訪問介護サービスの安定的運営に向けた支援を求める意見書(案)

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 7 年 3 月 14 日

福井県議会議長 宮本 俊 様

提出者 福井県議会議員 山岸 猛夫

賛成者 福井県議会議員 北川 博規

山岸 みつる

藤本 一希

西本 恵一

訪問介護サービスの安定的運営に向けた支援を求める意見書（案）

令和6年4月の介護報酬改定において、介護全体としては報酬が引き上げられたが、訪問介護については基本報酬がマイナス改定となった。改定の根拠となる経営実態調査において、訪問介護が比較的高い収支差率だったことが理由とされているが、これは、都市部で多く見られるヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型事業所等の収益増が主な要因とみられる。しかし、地方においては、広範囲の地域を一軒、一軒訪問する小規模な事業所が多く、こうした事業所に配慮した改定が求められる。

公定価格制度のため、物価高騰分の価格転嫁が難しい介護事業所にとって、ガソリン価格や光熱費の高騰などの影響は大きく、特に、地方の中山間地域において車両移動により地域密着型でサービスを提供する訪問介護事業所にとっては、そもそもの人材不足も相まって、大きな痛手となっている。

民間会社の調査では、令和6年の訪問介護事業者の倒産は全国で81件と過去最多を更新しており、運営資金となる基本報酬が引き下げられたことにより、小規模な事業者の経営の厳しさに拍車がかかることが懸念される。住み慣れた地域で暮らす地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅生活を支える介護サービスの基盤の維持は喫緊の課題となっている。

よって、国においては、以下の事項を速やかに実施するよう強く求める。

記

- 1 訪問介護の基本報酬引き下げによる地方の小規模な事業所への影響を早急に調査し、その結果に基づいて訪問介護事業者に支援金を支給すること。
- 2 今後の介護報酬改定においては、単に介護事業経営実態調査に基づくサービス全体の収支差率で判断せず、事業規模や地域の実態を踏まえた収支差率を十分踏まえ行うこと。
- 3 訪問介護事業所の経営難の原因の1つになっている人手不足を解消するため、介護従事者のさらなる処遇改善を行うこと。
- 4 処遇改善加算の引き上げおよび処遇改善加算が取得できない事業所に対する加算基準の緩和を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年3月 日

福井県議会

発議第 25 号

(件名)

国の責任ある原子力政策の着実な実行を求める意見書（案）

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 7 年 3 月 14 日

福井県議会議長 宮本 俊 様

提出者 福井県議会議員 山岸 猛夫

賛成者 福井県議会議員 田村 康夫

西本 正俊

力野 豊

西本 恵一

国の責任ある原子力政策の着実な実行を求める意見書（案）

エネルギー政策は、国家の安全保障や国民生活、産業振興、地球温暖化等に関わる国の最重要政策である。先般、閣議決定された第7次エネルギー基本計画では、今後、DXやGXの進展による電力需要の増加が見込まれるとの認識の下、再生可能エネルギーとともに、原子力を最大限活用していく方針が明記され、原子力政策について、一定の方向性が示された。

他方、核燃料サイクル、使用済燃料対策などバックエンドへの対応については、六ヶ所再処理工場の度重なる竣工遅延をはじめ課題が山積する中、関西電力が県内に溜まり続ける使用済燃料を搬出する使用済燃料対策ロードマップを見直した。国は、このロードマップの着実な実行を含め、原子力の様々な課題に対し、事業者任せにするのではなく、前面に立ち、責任を持って取り組む必要がある。

さらに、原子力の利用には立地地域の理解と協力が欠かせないことを国は肝に銘じ、原子力基本法に則り、立地地域の振興や課題解決に向けた取組みを推進する責務を果たすことが必要である。

よって、国においては、下記事項について責任を持って取り組むよう、強く求める。

記

- 1 第7次エネルギー基本計画に基づき、原子力の不断の安全性追求、国民理解の促進、バックエンドプロセスの加速化、安全を最優先とした既設炉の活用、次世代革新炉の開発・設置、立地地域との共生など、責任ある原子力政策を着実に実行するとともに、原子力の将来像をさらに具体化すること。
- 2 関西電力が見直した使用済燃料対策ロードマップについて、六ヶ所再処理工場やフランスへの搬出はもとより、2030年頃の間貯蔵施設の操業を含め、同社への指導にとどまらず、国が前面に立ち責任を持って取り組み、着実に実行すること。
特に、六ヶ所再処理工場は、我が国の基本的方針である核燃料サイクルの中核であり、2026年度中の竣工に向け、国が責任を持って進捗管理を行い、確実に実現すること。原子力規制委員会においても、事業者と共有した全体計画に基づき、科学的・技術的観点から遅滞なく効率的に審査し、安全を確認すること。
さらに、再処理工場の竣工後において、関西電力が使用済燃料の十分な搬出枠を確保できるよう、国が事業者間の連携・調整に責任をもって関与すること。
- 3 原子力の役割および国の政策に貢献する立地地域について、関西など電力の大消費地をはじめとする国民の理解が得られるよう取り組むこと。
- 4 共創会議で示された避難道路の整備等の取組みを早期かつ確実に進めるとともに、立地地域の振興や課題解決に向けた取組みについても早期に具体化すること。また、関西電力に対しても、原子力基本法に規定される事業者の責務に基づき、地域振興等の取組みを進めるよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和7年3月 日

福井県議会